

ZONE 利用規約

本規約はZONE 運営事務局（以下「運営事務局」という。）が提供する、コワーキングスペース ZONE（以下「当施設」という。）の各種サービス（以下「当サービス」という。）を利用される方に遵守していただく事項を定めたものです。お客様の本規約への同意・承諾はお客様に当サービスをご利用頂く前提条件となりますので、当サービスのご利用をお申込みになられる前に以下の各事項をよくお読みいただき、これにご承諾ください。

第1条（名称・事業目的）

1. 当施設の名称は、「コワーキングスペース ZONE」とします。
2. 当施設は、会員制事務所とし、会員の健全なビジネスの発展と社会貢献に寄与することを目的とします。

第2条（運営事務局）

1. 運営事務局は、「大阪市中央区島之内一丁目7番21号UK長堀ビル4階 UKホールディングス(株)」内に置きます。
2. 運営事務局は当施設の運営に必要となる業務について、外部に委託することができます。

第3条（当サービスの申込み）

当施設への入会申込みは、以下のいずれかの方法に従って行っていただくこととします。

- ① 運営事務局所定の申込書（以下「契約申込書」という。）に必要事項を記入して当施設窓口にて直接申込みを行って頂くか、FAX又は郵便及びeメールで運営事務局に送付する。
- ② 運営事務局のWebサイト上から所定申込フォームに必要事項を記載し、送信する。

第4条（利用契約）

1. 運営事務局が申込者の申込みを承諾した場合、申込者との間にZONE利用契約（以下「当契約」という。）を締結します。その際顔写真付き本人確認書類のコピーを提出いただきます。
2. 当契約締結により、申込者は当サービスの利用資格を有する者（以下「会員」という。）となります。
3. 当契約期間満了30日前までに運営事務局、会員のいずれからも別段の申し出がない場合、当契約をさらに12ヶ月延長するものとし、その後の期間満了に際しても同様とします。

第5条（会員の種類・料金）

1. 運営事務局は、必要に応じ会員の種類及び当サービスの利用方法と利用可能な範囲（以下「利用プラン」という。）を設定することができます。
2. 入会金、基本料金及びその他の料金は、添付の利用料金表のとおりとします。
3. 運営事務局は、基本料金、その他の料金等については、経済情勢その他の変動等により変更することができます。なおその場合は、変更通知のあった月の翌々月分から新料金となります。

第6条（利用料の支払期日及び支払方法）

1. 会員は、入会金について、利用契約締結後、利用開始日までにクレジットカード決済又は振込みにより支払うものとします。
2. 会員は、月額利用料金について、翌月分を毎月末日までにクレジットカード決済又は振込みにより支払うものとします。
3. 入会金及び利用料金を振込にて支払う場合、下記口座へ振込むものとします。尚、振込に伴う手数料は会員が負担するものとします。

金融機関名：S B J 銀行 本支店名：東京本店営業部

口座種類：普通預金 口座番号：0037872

口座名義：ユーケーホールディングス（カ

4. 利用契約の始期又は解約月において、利用料金等の計算期間が1ヶ月に満たない場合は1ヶ月を30日として日割り計算するものとします。
5. 入会金、月額利用料金以外の利用料金については、利用時に受付にて、現金、クレジットカード決済、電子マネー決済により支払うものとします。

第7条（会員資格の譲渡禁止）

1. 会員資格は、運営事務局により承認された利用者のみ有効であり、第三者への貸与、譲渡、担保提供できません。
2. 前項の規定にかかわらず、会員個人が代表者である法人に会員資格を譲渡することについて、運営事務局が承諾した場合はこの限りではありません。

第8条（登記）

運営事務局は、当施設住所を商業登記に使用するサービスを提供します。

第9条（郵便物等の取扱い）

1. 運営事務局は、会員宛の郵便物及び宅配物等（以下「郵便物等」という。）を代理受領

し、保管、引渡しを行います。但し郵便物等のうち、次に掲げるものは代理受領することができません。

- ① レターパックライト以上の大きさのもの
- ② 書留の扱いが付加されたもの
- ③ ゆうパック
- ④ 宅配便
- ⑤ レターパックプラス
- ⑥ 代金引換郵便
- ⑦ 代金引換荷物
- ⑧ 国際郵便（EMS、国際小包、書留、保険付、関税付）
- ⑨ 受取人払郵便
- ⑩ 料金不足郵便及び着払ゆうメール
- ⑪ 新特急郵便
- ⑫ その他代理受領、保管が困難なもの

2. 会員が郵便物等を運営事務局から引取る場合、引取り者の顔写真付き本人確認書類を提示の上、受領書に捺印もしくは署名をしなければなりません。但し引取り者は、事前に提出した契約申込書の郵便物等引取り者に限ります。

3. 前項のサービスに関して、運営事務局が受領した後 60 日を経過しても会員が引取らない場合は、運営事務局が郵便物等を処分することになります。

第 10 条（郵便物等の引取り）

- ① 平日は 10：00～18：00、土日祝日は 10：00～17：00
- ② 休業日は引取り不可
- ③ 休業日は原則として、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆とします。

第 11 条（郵便物等の転送）

運営事務局は、オプションサービスとして、代理受領した郵便物等を契約申込書に記載の転送先住所に発送(以下「転送」という。)します。転送方法は以下のとおりとします。

- ① 契約申込書に記載された転送先住所・宛名に転送を行う。
- ② 転送は月 3 回（10 日・20 日・末日。休業日の場合は休業日前の営業日に繰上）行う。
- ③ 前号の転送日の前日（休業日の場合は休業日前の営業日に繰上）までに運営事務局に届いたものを転送する。
- ④ レターパックライト（A4 ファイルサイズ・厚さ 3 cm・重量 4 kg 以内）による転送で月 3 通までとし、月 3 通を超える場合は料金受取人払いとする。
- ⑤ 料金受取人払いで転送した郵便物等が受領されず当施設に返送された場合、送料は会員の負担とする。

- ⑥ 転送先は日本国内に限る。
- ⑦ 運営事務局は、転送の不着、遅延、損壊、紛失等、その他の理由によって会員または第三者が損害を被った場合、当施設は一切責任を負いません。

第12条（禁止・遵守事項）

1. 会員は当サービスを利用するに關し、次に掲げる行為をしてはなりません。
 - ① 当サービスを利用して宗教活動、政治活動、反社会的思想活動を行うこと。
 - ② 公序良俗に反する使用。
 - ③ 単独でまたは第三者との合同において、運営事務局の運営に介すること。
 - ④ ビル近隣への路上駐車・駐輪。
 - ⑤ ネットワークビジネスなどに関する勧誘、販売、その他一切の営業活動。一見してネットワークビジネスなどと誤解を受ける活動。アダルトサイト、出会い系サイト等の風俗産業に關係する活動。
 - ⑥ その他前各号に準ずる他人の迷惑となる一切の行為又は当施設に損害を及ぼす恐れのある一切の行為。

第13条（届出事項の変更）

会員は、契約申込書又は利用契約書の内容等のうち次の事項について変更があった場合、速やかに運営事務局に申し出、変更日から7日以内に所定の手続きを行って頂きます。所定の手続きができない特段の理由がある場合は、運営事務局にその旨を事前に申告し、手続き期間の猶予の許可を受けてください。これらを怠った場合は運営事務局からの契約解除事由となります。また、変更により当サービスの提供が不適當であると判断した場合、運営事務局は変更の拒絶または契約解除の扱いとすることがあります。

- ① 契約者並びにその代表者及び契約担当者の住所・氏名
- ② 通常連絡先及び緊急連絡先電話番号
- ③ 登録メールアドレス
- ④ 当施設の利用目的
- ⑤ 契約者の事業内容
- ⑥ 郵便物等引取り者の氏名
- ⑦ 転送先住所及び宛名・連絡先電話番号
- ⑧ 成年後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき
- ⑨ その他申込書、届出書及び利用契約書記載項目

第14条（契約の解約）

1. 会員は、当サービスにかかる利用契約を解約する場合、解約予定日までにWeb、名刺、パンフレット、商業登記等から運営事務局の提供した住所等のすべてを変更、削除、破棄

して頂きます。

2. 解約後も商業登記簿上の本店住所が当施設の所在地にある場合は、住所変更の登記申請が認可されるまでの間、解約前の契約プランに準ずる基本料金を支払っていただくこととなります。

第15条（資格喪失）

1. 会員は、次の場合、当施設の会員資格を喪失します。
 - ① 死亡。
 - ② 退会、除名。
 - ③ 破産手続き開始決定を受けたとき。
 - ④ 運営事務局が全てのサービスの停止及び施設の全部の封鎖を決定したとき。
 - ⑤ 利用料金及びその他の支払いを30日以上滞納した場合。
 - ⑥ 利用契約、本規約に違反した場合。
 - ⑦ 申込時に申告した内容または変更届に虚偽があった場合。
 - ⑧ 登録された緊急連絡先やメールアドレスへ連絡をしても30日以上応答がない場合。
 - ⑨ 運営事務局または他の会員の名誉、信用、秩序を著しく毀損した場合。
 - ⑩ 当施設の運営を妨害する行為があった場合。
 - ⑪ 郵便物等もしくは電話連絡等の利用履歴又は第三者からの被害の申出等から刑事事件に当サービスを利用している疑義がある場合。
 - ⑫ 3名以上の異なる会員より、同一会員に対して、同一内容の規約違反の報告及び指摘を運営事務局が受けた場合。
 - ⑬ 公序良俗に反する行為があった場合。
 - ⑭ 政治活動、宗教活動、反社会的活動等に当サービスを利用した場合。
 - ⑮ 法令及び条例に違反する利用をした場合。
 - ⑯ その他会員の行為につき、運営事務局が除名を相当と考えるに至った場合。
2. 会員は、資格喪失後、当施設のすべてのサービスの利用ができなくなります。また、資格喪失日までの債務を速やかに精算して頂きます。なお、利用料金支払い済みの利用期間の残存期間があっても利用料金の返還はいたしません。

第16条（当サービス終了による利用の停止）

1. 会員は、当サービスに係る利用契約が期間満了、解約、契約の解除等、事由の如何を問わず終了したときは、当施設の利用を停止しなければなりません。
2. 会員は当施設利用の停止に際し、その事由・名目の如何にかかわらず移転料、立退料、営業権の権利金等一切の請求を運営事務局に対して行うことができません。
3. 会員は当施設住所を自己の本店または支店所在地として使用している場合は、利用契約終了までにその使用を停止し、商業登記簿に記載の際はすみやかに移転登記をして頂きます。

す。

第17条（サービスの停止、施設の停止、休止、閉鎖）

1. 天災、不測の事故、施設・機器の故障、法令の制限・改廃、行政指導、社会情勢・経済情勢の著しい変化、施設の改造・補修、その他やむを得ない事由が発生した場合、運営事務局は、サービスの停止、施設の全部又は一部の利用停止・休止又は閉鎖をすることができます。この場合会員は、当施設および運営事務局に対し、いかなる損害賠償請求もできません。
2. 施設の譲渡及び施設の閉鎖等により、会員が当施設のサービスを受けることができなくなる場合があります。

第18条（当施設及び運営事務局の免責）

1. 当サービスに関連して生じた会員及び第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、それらの予見又は予見可能性の有無にかかわらず、当施設及び運営事務局は一切の責任を負いません。
2. 当サービスの利用に関し、運営事務局が損害賠償責任を負う場合、契約者が当施設に当サービスの対価として支払った総額を限度額として賠償責任を負うものとする。
3. 会員が営む事業、行為の責任、内容について、当施設および運営事務局は一切責任を負いません。

第19条（個人情報取り扱い）

運営事務局は会員情報について守秘義務を負い、原則として、会員情報を会員の事前の同意なく利用、または第三者に対して開示をしてはなりません。ただし、次の各号の場合にはこの限りではありません。

- ① 法令等により、開示が求められた場合。
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合。
- ③ 国の機関もしくは地方公共団体、又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- ④ 運営事務局が会員に対し、当施設に関連するサービスおよび情報を提供する場合。

第20条（関係法規）

当契約に借地借家法は適用されません。当契約、本規約に定めのない事項については、民法その他法令又は商習慣に基づき解決します。

第21条（承諾方法）

本規約に関する承諾方法は、すべて書面によるものでなければその効力がないものとします。

第22条（合意管轄）

本規約について紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第1審の管轄裁判所とすることを会員は予め承諾して頂きます。

第23条（本規約の改定）

運営事務局は、必要に応じ、本規約を改定することがあります。

以上

（附 則）

この規約は、令和2年6月3日から施行する。

Z O N E 料金表

2020/6/3 制定

利用プラン	バーチャルオフィス	備考
入会金 (税別)	¥10,000	入会時のみ
月額料金 (税別)	利用料金/月	¥6,000
	郵便物転送/月	¥3,000

料金表に記載の金額は、経済情勢その他の変動等により変更される場合があります。

基本サービス

住所利用	<p>ZONEの住所を会員の連絡先として利用することができます。</p> <p>ご自身のWeb・名刺他に記載し、郵便物等の宛先として利用していただけます。</p> <p>郵便物等を代理受領した際は所定の方法にて会員にお知らせしますので引取りをお願いします。平日10：00～18：00、土日祝10：00～17：00引取り可。契約申込時に登録された「郵便物引取り者」以外の方の引取りはお断りいたしております。引取りの際は、顔写真付き本人確認書類をZONE受付にご提示下さい。保管期間は受領から60日間です。</p>
登記	<p>法人登記される際にZONEの住所を利用することができます。</p>

オプションサービス

郵便物転送	<p>契約申込書に記載された転送先住所へ月3回（10日、20日、末日）レターパックライトでお送りします。発送日の10日、20日、末日が休業日の場合は、休業日前の営業日に繰上げての発送となります。レターパックライトは月3通までとし、3通を超える場合は料金受取人払いでお送りします。料金受取人払いで転送した郵便物が受領されず当施設に返送された場合の送料は会員負担とします。会員の責に帰すべき事由で郵便物転送サービスが滞った場合、運営事務局は一切責任を負いません。当施設より発送した後に郵便物の不着・遅延・損壊・紛失その他の理由によって会員または第三者が損害を被った場合、運営事務局は一切責任を負いません。転送先は日本国内に限ります。</p>
-------	--